

議案第八十四号

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

港区特別職報酬等審議会条例（平成十六年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び教育委員会教育長」を「、教育委員会教育長及び常勤の監査委員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の規定に基づき選任する常勤の監査委員に係る給料等の額について、港区特別職報酬等審議会に意見を聴くことに伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。